

電気通信大学情報理工学域教授会細則

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学情報理工学域教授会規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、学域教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会への委任)

第2条 代議員会は、学域教授会が付託した審議事項のうち、特定の事項について、規程第9条に定める専門委員会に審議又は調査・検討を委任することができる。

2 前項の場合において、代議員会は、必要に応じ、委任した事項に関する専門委員会の議決をもって代議員会の議決とすることができる。

3 専門委員会は、前項の審議結果について、代議員会に報告するものとする。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、電気通信大学情報理工学部教授会細則は廃止する。